

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース(病院等)のご案内



このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や医師の働き方改革の推進等に向けた環境 整備に取り組む、医業に従事する医師を雇用する中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひ ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題

X線検査に関する業務を効率化し、 労働時間を削減したい!

助成金 による 取組

デジタル画像診断システムを導入

改善の 結果



検査の準備や、フィルムの運 搬・保管に要する時間が削減 れたことにより、労働時間が 削減された。

内視鏡の洗浄作業を効率化し、 労働時間を削減したい!

内視鏡自動洗浄機を導入





新人でも1人で作業が可能に なったことや、洗浄に要する 時間が削減されたことにより、 労働時間が削減された。



ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの 労働局雇用環境・均等部 (室) に提出

(締切:11月28日(金))

交付決定後、提出した計画に 沿って取組を実施

(事業実施は、今和8年1月 30日(金)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終 了した日から起算して30日後の日また は令和8年2月6日(金)のいずれか 早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月28日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する 都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している 「申請マニュアル」や「申請様式」は、 こちらからダウンロードできます。



■ 電子申請システムによる申請も 可能です。詳しくはこちら (https://www.jgrants-

portal.go.jp/)



(2025.4)

業種別課題対応コース(病院等)の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主が対象です。

なお、選択する成果目標に応じて、下記1~3以外 にも要件が設定されています。

詳しくは「働き方改革推進支援助成金(業種別課題 対応コース)申請マニュアル」をご参照ください。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事す る医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院を営む中小企業事業主(※1)である
- 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等 を整備していること。
- 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。

など

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資持分が5,000万円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、 デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・ 更新(※3)
- (※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び 業務研修も含みます。
- (※3) 長時間労働恒常化要件に該当する場合は、パソコン、タブレ ット、スマートフォンの購入費用等が対象となります。詳しく は申請マニュアル等をご確認ください。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、目標達 成を目指して「助成対象となる取組」を実施してくださ い(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間 数の縮減
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定 する特別休暇を1つ以上新規導入
- ④ 9時間以上の勤務間インターバルを導入
- ⑤ 「医師の働き方改革の推進」の実施(※5)
- (※4) 上記①から⑤の成果目標に加えて、指定する労働者の時 間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き 上げることを成果目標に加えることができます。
- (※5)以下アとイを全て実施する必要があります。
 - なお、実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。
- ア(ア)労務管理責任者の設置と、責任の所在とその役割の明確化
 - (イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間 確保、長時間労働の医師に対する面接指導の実施に係る協力 体制の整備(副業・兼業を行う医師がいる場合)
 - (ウ) 研修等によって労働時間管理の理解を深める取組の実施
- イ 医師の労働時間の実態把握を行うこと。

助成上限額と助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「助成対 象となる取組」の実施に要した経費の一部を助成します。

選択した左記「成果目標」に設定された、下記1か 限 ら5までの助成上限額に、下記6の上限額への加算 額 額を合計した金額 助 上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(%6)を 成 乗じた額のいずれか低い金額を助成します。 額

(※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から ⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率

1. 成果目標①の上限額(※7)						
	事業実施前の設定時間数					
事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	現に有効な36協定において、時間外労働と休日 労働の合計時間数を月 80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日 労働の合計時間数を月 60時間を超えて設定し ている事業場				
時間外労働と休日労働の 合計時間数を月60時間 以下に設定	250万円	200万円				
時間外労働と休日労働の 合計時間数を月60時間 を超え、月80時間以下 に設定	150万円	_				

- (※7) 成果目標①を令和6年度に選択して支給を受けた事業主の場合、 さらに下の区分に設定時間数を縮減した場合の上限額は100万円。 (更なる削減を目標とした上で、設定時間数を同一区分内に維持等 した場合の助成上限額は一律25万円)
- 2. 成果目標②の上限額:25万円 3. 成果目標③の上限額:25万円
- 4. 成果目標4の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休 息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※8)	1企業当たりの上限額(※9)	
9時間以上10時間未満(※10)	120万円	
10時間以上11時間未満	150万円	
11時間以上	170万円	

- (※8) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの 休息時間数のうち、最も短いものを指します。
- (※9) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間イン ターバルの時間延長の場合は、上記の表の1/2が上限額となります。
- (※10) B水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準の医師については、10時 間以上の休息時間数とする必要があります。
- 5. 成果目標⑤の上限額:50万円
- 6. 成果目標「賃金の引上げ」の上限額の加算 常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成 した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算

<u>されます</u> (※5、11、12) 。

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3 %以上 引上げ	6 万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 (上限60万円)
5 %以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)
7 %以上 引上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 (上限360万円)

(※11) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標 の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

(※12) 賃上げ額そのものを助成するものではありません。